**加盟団体及び会員に関する規程**

（目的）

第1条　この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第10条の規定に基づき、この法人の加盟団体並びに準加盟団体（以下「加盟団体等」という。）の加入及び退会並びに負担金の納入について定め、さらにはこの法人の運営並びに活動に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

（加盟団体）

第2条　加盟団体とは、定款第5条に規定する団体をいい、スポーツの各競技を代表する団体とは、それぞれの競技別市単位の統轄団体として適当な組織をもつ団体をいう。

2　準加盟団体とは、文部科学省又は日本スポーツ協会が認定した資格を取得した者で構成する団体、市内に事務所を置く県的組織で市内に支部等の組織が構成されていない団体並びに加盟団体の下部又は傍系組織で事業量及び構成員数等から加盟団体に準ずる活動を行っているもので理事会が承認した団体をいう。

3　準加盟団体からは定款第28条の理事を選出しないものとする。また第3条第2項の加盟金は免除するものとし、他の条項は加盟団体の規程を準用する。

　（加盟団体等の使命）

第2条の2　加盟団体等は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。

(1)　スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普

及・発展を図ること。

(2)　スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及

　びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。

(3)　スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与する

　 こと。

（遵守すべき事項）

第2条の3　加盟団体等は、次の事項に取り組まなければならない。

(1)　関係法令及び加盟団体等に適用するこの協会の諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備したう

えで、それに基づき組織運営を行うこと。

(2)　暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り

組むこと。

(3)　アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。

(4)　スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。

(5)　役職員等の関係者に公益財団法人長野県スポーツ協会が定める「公益財団法人長野県スポーツ協会及び

加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに

基づき組織運営を行うこと。

(6)　加盟団体等は、各団体の運営組織等に関するこの法人からの問い合わせに対し、適切に対応しなければ

ならない。

　（届出義務）

第2条の4　加盟団体等は、毎年６月末日までに、次の書類を理事長に提出しなければならない。ただし、事

業年度の終了が３月末日でない加盟団体等は、別紙に定める様式により事業年度開始月日及び終了月日を

報告するとともに、事業年度終了の翌月末日までに提出するものとする。

(1)　前年度の事業報告書

(2)　前年度の財務諸表又は収支決算書

(3)　加盟団体調書

(4)　登録人員届出書

2　加盟団体等は、毎年３月末日までに、次の書類を理事長に提出しなければならない。

(1)　次年度の事業計画書

(2)　次年度の収支予算書

第2条の5　加盟団体等は、定款、登記事項、規約、その他この法人に届け出た事項に変更があった場合に

は、直ちに書面をもって理事長に届け出なければならない。

　（負担金）

第2条の6　加盟団体等は、毎年６月末日までに、別に定める負担金を納めなければならない。

（負担金の使途）

第3条　この法人は、前条の負担金を毎事業年度における合計額の90％を上限に、当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

　（検査）

第4条　この法人は、加盟団体等の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体等に対し、定期的に、又は

必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

（指導）

第4条の2　この法人は、加盟団体等の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体等に対し、必要な指導を行

　い、改善を求めることができる。

　（調査）

第4条の3　この法人は、加盟団体等の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる

場合、加盟団体等に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又はこの法人の役職員~~等~~に、加盟団体

等の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若し

くは加盟団体等~~役職員等~~の関係者に質問させることができる。

　（協力義務）

第4条の4　加盟団体等は、第4条、第4条の2及び第4条の3に定めるこの法人の検査等に対して、協力し

　なければならない。

　（処分）

第5条　加盟団体等が、定款第5条に定める組織を有しないこととなったとき、定款第9条各号に該当する

　と認められるとき、第2条の3から第2条の6、第4条の4に定める義務等を怠る等組織運営等に適性を

欠いたとき、又はこの法人の加盟団体等として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

(1)　注意

(2)　勧告

(3)　資格停止

(4)　除名

2　前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

3　第1項の処分を行う場合は、加盟団体等に弁明の機会を与えなければならない。

4　処分に伴い、この法人と当該加盟団体等が連携する事業の取扱いは、当該事業の所管委員会にて協議の上、

理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体等が費用を補償しな

ければならない。

5　第1項第4号の場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

　（不服申立）

第5条の2　この法人の決定した処分に不服があるときは、この法人及び当該加盟団体等は、この法人の定め

　る規則に基づく仲裁により解決する。

（加盟手続き）

第6条　この法人の定款第6条の規定により、新たに加盟団体等となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 加盟申請書

(2) 会則（規約）

(3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）

(4) 組織表及び事務局体制

(5) 過去3年の事業報告及び決算書

(6) 当該年度事業計画書及び収支予算書

(7) 第2条第1項に掲げる団体の場合は、それを証する書類

(8) 第2条第1項に掲げる団体の場合は、審判員の養成制度について説明する書類

2　前項の承認を得た団体は、別に定める加盟金を納入するものとする。ただし全額を１回で納入できない事由があるときは理事長の承認を得て割賦納入することができるものとする。

3　第1項により承認を受けた場合は、翌年度の4月1日から加盟するものとする。

（脱退手続き）

第7条　加盟団体等が、定款第8条の規定によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 脱退申請書

(2) 脱退理由書

2　前項の場合、既納の加盟金及び負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（会議）

第8条　理事長は、必要に応じ、第2条に規定する加盟団体等を招集して会議を開催することができる。

（賛助会員）

第9条　賛助会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人をいう。

2　賛助会員は、次の事項を受けることができる。

(1) この法人が発行する発行物の提供

(2) この法人が会員に案内をする行事等への参加

(3) その他

（賛助会費）

第10条　賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

(1) 個人会員　年間1口　 1,000円とし、3口以上

(2) 法人会員　年間1口　10,000円とし、1口以上

2　退会による会費の返還は行わない。

（会費の使途）

第11条　前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50％を上限に当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

（補則）

第12条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第13条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1　この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の移行登記日までの間、第1条に「定款第10条」とあるのは「寄付行為」第14条第2項と読み替えるものとする。

3　財団法人長野市体育協会加盟団体規程は廃止する。

（第6条第2項関係）

加盟金の額は140,000円以上とし、理事会で定めた額を納入する。

　　附則

　この規程は、平成28年4月1日から施行する。

　　附則

　この規程は、令和3年3月25日から施行する。

（様式任意）

　　　年　　　月　　　日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長　　　　　　　　　 様

団体名

住所

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　）

**公益財団法人長野市スポーツ協会　加盟申請書**

このことについて、貴協会に加盟 いたしたく、下記の書類を添えて申請いたします。

記

１　会則

２　役員名簿

３　年度事業計画及び予算書

４　年度事業報告及び決算書

（様式任意）

　　　年　　　月　　　日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長　　　　　　　　　　様

団体名

住所

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　）

**脱　退　申　請　書**

このたび、下記の理由から定款第8条の規定により貴協会を脱退したいのでお届けいたします。

記

１　脱退の理由　　　　　別紙「脱退理由書」のとおり

以上

（様式任意）

別紙

**脱　退　理　由　書**

　　団体名

【脱退の理由】